

原子力規制委員会による入倉・三宅（2001）式の見直しに関する声明

平成28年6月20日

大飯原発差止訴訟・福井弁護士事務局長 笠原一浩

原子力規制委員会の石渡明委員及び田中俊一委員長は、島崎邦彦・前原子力規制委員会委員長代理との面談を経た上で、平成28年6月20日の会合において、大飯原発の基準地震動評価につき、入倉・三宅(2001)の式を他の式に入れ替えて計算をし直すよう、原子力規制庁に指示をしました。

島崎氏は、委員退任後、1年以上にわたり入倉・三宅(2001)の式による過小評価のおそれを学会で繰り返し警告し続けていたにもかかわらず、本訴訟における島崎氏の陳述書の提出と昨今の新聞報道に至るまで、原子力規制委員会がこれを無視し続けてきたことについては、改めて強く非難するとともに、遅きに失したとはいえ大飯原発の基準地震動を見直し始めたことについては、一定の評価をしたいと思います。

ただ、大飯原発の断層モデルについては、入倉・三宅(2001)の式を他の式に入れ替えたとしても、なお問題が残されています。つまり、地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成28年6月10日付けで発表した「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」（レシピ）12頁の記述にしたがう限り、大飯原発の基準地震動にもっとも影響を与えるFO-A～FO-B～熊川断層（63.4 km）は「長大な断層」に当たらないため、「長大な断層」に適用されるFujii and Matsu'ura(2000)を適用すべきではありません。しかし、関西電力は、FO-A～FO-B～熊川断層を「長大な断層」として上記式を適用しているため、静的応力降下量が3.1MPaに過小評価されています。原子力規制委員会は、入倉・三宅(2001)の式に限らず、この点も含めあらゆる新知見に基づき、大飯原発の基準地震動を審査し直すべきです。

また、入倉・三宅(2001)の式による過小評価の問題は、大飯原発だけに止まりません。原子力規制委員会は、すべての原発について、この式による基準地震動の過小評価の可能性がないか、徹底的に検証すべきです。

関西電力は、これまでの裁判では、島崎氏の学会発表につき、「詳細な調査を行っている大飯原発の基準地震動には無関係」等と述べ、無視し続けてきました。その著しい安全性軽視の姿勢からしても、周辺公衆に甚大な被害を及ぼすおそれがある原子力発電所を稼働させる資格があるとは、到底思えません。関西電力は、敷地から数km以内にFO-A～FO-B～熊川断層という活断層がある大飯原発を再稼働することの愚を素直に認め、次世代へ押しつける負の遺産をこれ以上増やさないためにも、大飯原発を即刻廃炉にする決断を下すべきです。 以上